

わが国非製造業9業種にみる引当金比率の推移について

櫻 田 讓

1. はじめに
2. これまでの研究成果と問題点
 - 2-1. 櫻田[2005]において指摘された問題点
 - 2-2. 本研究における基本的認識
 - 2-3. 本研究の目標
3. 9業種の3グループ化
 - 3-1. 農林水産・不動産・サービス
 - 3-2. 電気・ガス水道・建設
 - 3-3. 運輸通信・小売卸売・鉱業
4. 問題点の克服
 - 4-1. 42年間の引当金総資本比率の変動について
 - 4-2. 9業種の3グループ化についての根拠
5. 分析結果と残された研究課題
 - 5-1. 本研究の成果
 - 5-2. 本研究における限界

1. はじめに

拙稿(櫻田[2005])においては、近時、小売業において導入が進められているポイント引当金の簿記処理をとりあげ、顧客のポイントを管理する技術的進歩によってポイント引当金の簿記処理が進化してきたことに触れた。また債務性のない負債性引当金の計上について、国際会計基準やアメリカ財務会計基準審議会に規定する引当金規定を概観し、これらとわが国商法・税法に

規定する引当金を比較したが、引当金・準備金を巡る現状の会計処理としては次の通りであることを確認しておく。租税特別措置法(以下、本稿においては「措置法」と略称する。)や特別法(いわゆる業法)において計上される準備金(濁水準備引当金、取引損失準備金、証券取引責任準備金、責任準備金等)は、「法律によって負債への計上が強制されているものがあり、これも広義には引当金に該当する。また、租税特別措置法による場合であっても、たとえば海外投資等損失引当金、輸入製品国内市場開拓準備金、あるいはプログラム等準備金等は、利益処分を通じて任意積立金として計上されることが望ましいとされるが、負債への計上も実務的に認められている(財務諸表等規則 第54条)」現状にある。これらの引当金は、「利益留保性の準備金であり、企業会計原則注解『注18』の要件を満たしていない」と解されるものの、「公益保護の目的で負債への計上が容認」されている。またこれらの引当金・準備金は国際会計基準の見地からは「法律規定を根拠に発生する広義の引当金」¹⁾と言える(内藤[2004, pp.243-244.])。

このようにわが国においては引当金計上の妥当性を巡って、企業会計原則注解注18(以下、単に「企原注解18」と略称する。)に依拠して判断することとなるが、その企原注解18がわが国会計実務の現状と乖離している観もあり、引当金と準備金の境界を巡って争いを発生させている。また利益留保性の準備金を引当金として計上することを可能とする商法・証券取引法と、原則的に引当金とせずに準備金計上する法人税法の2種類の簿記処理が並存していることが、引当金制度の複雑化を招来している。

ところで「負債性引当金は、条件付債務(製品保証引当金、退職給付引当金等)と債務以外の経済的負担(修繕引当金等)とに細分される」が、「条件付債務は、上記のIAS37(中略—櫻田)に該当するのに対して、債務以外の経済的負担は、現在の義務ではないため、IAS37では引当金に該当しないと考え

1) 本文中の「法律規定を根拠に発生する広義の引当金」とは、即ち条件付債務のことであり、国際会計基準における扱いについてはこれをいわゆる法的義務とし、引当金概念の範疇にあるものと解する(IASC[1998, para.10])。

られる点で、重要な差異が生じている」のである(内藤[2004, p.243.])。このような重要な差異は、わが国制度会計においては一層際立ってくる。証取法に比して法人税法会計のみならず、商法会計においても債務確定基準の影響が強く認められるのであるが、「法律上の債務であるか否かが重要な問題とされるのは、会社の精算時における残余財産分配など、継続企業が前提とされていない状況である」(川村[2003, p.50.])と指摘される。このように観てくると、継続企業を前提とする現代会計の枠組みを商法や法人税法が逸脱しているとは思わないが、引当金会計に関する限り、これら2つの制度会計は証取法会計に比し、残余財産の分配をより強く意識した会計構造をなしていると観ぜられる。

措置法や業法によって税制上の優遇を受ける法人は、引当金処理と準備金処理による2つの資金留保の方法が並存する場合、配当可能利益額の圧縮を目的として、商法ベースで作成する貸借対照表で引当金計上を選択するであろう。この点が、措置法や業法に該当しない中小法人との間に不公平感を残す元凶となっている。しかしながら法人課税理論による産業政策的見地からの配慮を、全く度外視してしまうことも一方においてはあり得ないことであるため、保護を要する業種とそうでない業種における不公平は必要悪と考えるべきである。この意味で措置法や業法による準備金計上についてこれを全くの不公平税制であると主張することはできない²⁾。このため本稿においては準備金計上による租税上の不公平を直接論ずるものでないことを付言しておく。

債務性のない負債性引当金計上の妥当性について、従来から商法や法人税

2) 昭和40年においては7.3%あった「法人税収に対する企業関係租税特別措置の減収額の比率は昭和40年代末期から低下傾向にあり、現在(昭和60年—櫻田)では3%」に過ぎない。租税特別措置による不公平感が強まり、結果として「財政再建政策に沿って企業関係特別措置の整理・合理化が図られてきた」(宮島[1987, p.313])。しかしながらこの見解は昭和61年以降現在までの直近20年間の同比率がいかなる程度にあるか明らかでない点が、やや説得力に欠ける。

3) この点について先学の研究者らの論考を参考にすると次のようになるだろう。「計上せられた引当金ないし準備金のうちで未使用のままに洗い替えられる割合の方が圧倒的

法においては債務性の有無・期間対応・利益操作などを中心に争いがあり³⁾、また近時会計学においては費用又は損失の発生確率・金額の測定における技術上の問題解決の観点から試論が展開されている⁴⁾。そこで本稿ではそのような論点からはひとまず離れて、わが国の産業において、いかなる業種に集中的に債務性のない負債性引当金計上が推奨されたのかを観てゆく。これに先立って拙稿(櫻田[2005])では小売卸売業の42年間の引当金計上について、その趨勢を観察した。それによると自己資本比率が悪化すれば引当金総資本比率が上昇し、前者が向上すれば後者は下降するという一般的傾向が認められた。ここで言う引当金総資本比率とは、措置法や業法による準備金を含めた引当金の総額を総資本の額で除した値である。

万一、自己資本の悪化を引当金計上によって補えるようにと会計規制機関が会計政策を展開するならば、特定業種の引当金総資本比率は上昇するであろう。このとき自己資本比率と引当金総資本比率は逆相関の関係にあるといえる。また逆に自己資本比率がある程度向上したことで政策目標が達成されたと解せば、引当金計上に注力する必要もなくなる。つまり、会計規制機関は引当金増強の政策を取り下げるであろうし、法人経営者側では自己資本悪化を解消する目的で引当金を計上する動機が弱まる。この結果として引当金総資本比率は下降するであろう。

そうした会計政策の誘導がこのような2比率の逆相関関係となって現れてくるのであれば、いかなる業種においてそのような逆相関が顕著であったのか、他業種(多業種)間で比較することによって明らかになると考える。また

に多い。(中略)しかも毎年度、その期末残高を着実に増大させながら洗い替えられている。(中略)『合理的な期間損益計算』の見地から見て、新に必要なしてかつ妥当なものであったか否か…」(杉本[1981, p.154.])／引当金経理の目的は、「適正な期間損益計算を図るということとはほど遠い、むしろ、それとは逆の、会計操作を図るための引当金の設定が数多く見受けられ…」(内川[1985, p.8.])／「日本の引当金会計制度は、大規模法人、特定法人優遇へと重く傾斜し、税負担、富の配分で不公平なものになっており…」(遠藤[1998, p.33.])／「引当金の重要かつ積極的な意義として、その後に展開される各産業、各企業での(中略)利益配当制限の一方策として、企業の資本蓄積的財務構造のなかに組み込まれていった」(熊谷[1993, p.112.])

4) 櫻田[2005]の注6, 14, 15において諸学者の見解を紹介しているので参照されたい。

従来、わが国のあらゆる業種をひとまとめにして、自己資本比率が悪化すれば引当金計上が盛んになるという一般的な見解を「自明」としているようだが、このような大雑把な議論を本稿では精緻化する目的もある。

2. これまでの研究成果と問題点

櫻田[2003]では全産業と製造業において、自己資本比率と引当金総資本比率が逆相関することを指摘した。また櫻田[2005]においては、小売卸売業においても2比率の逆相関を明らかにしている。つまり自己資本比率が悪化すれば引当金が多く計上され、逆に自己資本比率が向上すれば引当金の計上圧力も鈍化するという関係を明らかにしている。しかしながらこの2比率の逆相関はある程度「自明」となる可能性がある。なぜなら自己資本比率も引当金総資本比率も共に総資本を分母としており、引当金を除く負債が一定であるという条件下では、総資本に占める自己資本の割合が増せば、他方、総資本に占める引当金の割合は減少するからである。但し、昭和36年から平成14年までのデータを本稿において扱うのであるが、総資本に占める引当金を除く負債の割合が42年間、一定であり続けたとは考えられない。このために、2比率が逆相関することが「自明」であるとは断言できないのである。そこで小売卸売業以外の非製造業8業種において2比率の相関関係を明らかにし、これらを業種別に比較することに一定の意義を認める⁵⁾。この分析結果は次章3.にて開陳する。そこで本章では、先行研究となる櫻田[2005]において指摘した未解決の研究課題をレビューし、本研究を進めるにあたって確認しておかねばならない基本的認識を述べた後、本研究の目標について触れる。

5) 自己資本比率は、自己資本を総資本で除した値である。これに対して引当金を含む総負債を総資本で除した負債総資本比率なる数値を算定し、これと自己資本比率の相関を単回帰分析を用いて分析すれば決定係数1.0の明らかな逆相関が導出される。この場合、負債総資本比率と自己資本比率の逆相関は分析をするまでもなく「自明」であり、研究の意味すらない。しかし本研究では負債の項目たる引当金と自己資本をそれぞれの比率算定上の分子に、またこれらに共通の分母として総資本を用いている。このようにして算定された2比率の相関を観察するわけであるから、これら2比率間に逆相関が発見されたとしても、それが「自明」であると断言はできない。

2-1. 櫻田[2005]において指摘された問題点

拙稿(櫻田[2005])では、2比率における逆相関関係解明の分析において、残された問題が3つあると指摘した。それは次の通りである。1つ目に、櫻田[2005]では小売卸売業における2比率の逆相関を明らかにしたものの、その他の非製造業8業種(農林水産・不動産・サービス・電気・ガス水道・建設・運輸通信・鉱業)においても2比率の逆相関が成立するのか否かについて明らかにしていない。また仮にそれら8業種において自己資本比率と引当金総資本比率が逆相関したとしても、それだけでは十分ではない。それらの逆相関が、いかなる程度の緩急を伴っていたのかをも明らかにし、互いに比較する必要がある。つまり自己資本比率が悪化したとして、その悪化に対して即座に多額の引当金計上を行ったのか、或いは逆に、引当金計上の増額は認められないも同然だったのかについて明らかにする必要がある。

2つ目の残された問題は次の通りである。42年間の引当金総資本比率の推移が、時の経過と共に変化があったとしても、そうした変化は僅かであったという疑義を取り除くことである。つまり引当金総資本比率には42年間、殆ど有意な変化が認められないのではないか、という見解を駆逐し、説得的な回答を与えるべきである。

3つ目に直面した問題とは、小売卸売業以外の非製造業8業種では、いかなる程度の有意性を以て2比率相関が示されるのか、明らかにされていないということである。つまり、単に2比率が逆相関するか否かという単純な問題に解を与えるのではなく、逆相関を示すモデルがいかなる程度の確からしさを有しているか、という疑問に解を与える必要がある。例えば電気業の2比率逆相関に比し、鉱業のそれが有意に示されているといった具合である。このような2比率の相関について単回帰分析を行うのであるが、回帰モデルの有意性については決定係数を比較することで他業種間の比較を行うことにする。

さて、2比率については逆相関することが「自明」であるとの解釈が一般的とされるようであるが、しかしながら、2比率の間に正の相関を示す業種

も存在するかも知れない。つまり自己資本比率が悪化する状況下で引当金計上も減少し、逆に自己資本比率が向上する状況下で引当金計上も増加する業種が存在するかも知れない。そこで本稿では櫻田[2005]の分析手法を踏襲し、分析対象として農林水産・不動産・サービス・電気・ガス水道・建設・運輸通信・鉱業を新たにとりあげ、2比率の逆相関がいかなる程度の有意性を以て明らかにされるのかみてゆくこととする。

2-2. 本研究における基本的認識

法人課税理論上の準備金は、「将来における支出または損失のために税引き後の利益から積み立てるものであって、当期の収益との対応関係は明らかではないが、経済社会政策の観点から租税特別措置法のもとに多数の準備金が定められ」る(寫村・山上[2003, p.370.])とされる。他方で平成10年・14年の法人税法改革では多くの引当金が縮減されている⁶⁾。したがって債務確定主義を援用する法人税法会計においては、原則的に損金性が認められない引当金計上を認めないとする政策へ転換したと推察される⁷⁾。

法人課税理論においては、貸借対照表において計上される負債のリアリティを債務確定主義の援用によって担保してきたと言えるが、この様なややもす

6) 近時の法人税における引当金の扱いについて、「財政難・課税ベースの拡大という視点からの引当金の廃止・縮減ではなく、むしろ租税の平等性および中立性の観点から損金の認識基準すなわち債務確定主義を厳格に適用した課税所得計算を行わなければならない」との批判もある(柳[2001, p.221.])。

7) 法人税法本法において規定されていた引当金が6つ存在したが、これらが本法において規定される経緯を観てみると次のようになる。その経緯とは、「当時の貸倒準備金、退職給与引当金、特別修繕引当金などは、恒久化しながら、法人税法本法ではなく、施行規則(大蔵省議で定めることができる)の中に規定」されていた。また「返品調整引当金や賞与引当金については、何と通達で認められているにすぎなかった」のである。そしてこれらが本法に盛り込まれるようになった経緯として、当初は「特別措置で臨時的なものという理由であったが、恒久化しつつあったため租税法律主義に違反する」という問題意識の台頭や、「通達行政で業種、業界の租税の減免税が行われていたことについて厳しい批判がなされていた」ことが挙げられる(鈴木[2003, p.192.])。このように観てくると、近時引当金が本法から外され措置法に移行されたのは、とりもなおさず会計規制機関である政府によるマクロ的会計政策の転換がその基底にあると言えるのではないか。

ると硬直的な考え方は、他方において費用・損失の発生に関する情報提供能力を著しく低下させているとの批判を生む。尤も法人課税理論においては、証取法が前提とする株主保護思考、つまり企業情報の提供という視点を有しないため、逆に債務確定主義が首肯されるのではある。

さて、42年分の非製造業8業種のデータから、自己資本比率と引当金総資本比率が逆相関するという結果を導出したとすれば、「高度成長期は投資機会も多く、資金不足で間接金融の全盛期であったため、自己資本不足対策として引当金制度の拡充等により内部留保を手厚く実施してきた」(山下[2002, p.283.])ことを間接的に証明することとなる。また同時にそうした2比率の逆相関は、「企業体質の強化が国家の重要な政策でもあった当時、経営者が自らの裁量による引当金の自由な設定を望んだ」(松本[1997, p.4])という見解と矛盾しない。そこで本稿後段では、櫻田[2005]において2比率の逆相関が確認された小売卸売業に続き、その他の非製造業8業種の2比率相関を観察するが、その前に統計解析の準備として、本稿で用いられるデータに関する若干の解説を行う必要がある。

42年間の財務データを分析対象とする本研究では、業種の統廃合をいかに分析に反映させるかという問題に直面した。42年間のわが国における産業構造の変化が産業分類を再編させ、結果として『財政金融統計月報』の法人企業統計数値に反映される。例えば「石炭鉱業」が主要な産業であった昭和30年代後半までは、「石炭鉱業」の企業統計数値は「その他の鉱業」の数値を圧倒していた。しかし昭和40年代にはいると「石炭鉱業」に比し「その他の鉱業」が台頭し、40年代後半には「石炭鉱業」全体が慢性的な赤字を計上し衰退してゆく。これを受けて同月報では石炭鉱業を独立した産業分類としていたこれまでの方針に換え、昭和50年度以降「鉱業」という一つの分類に吸収した。この様に分析の整合性を維持するために、産業分類を調整するケースが、農林水産業／運輸通信業／ガス水道業においてみられたことを付言しておく⁸⁾。また、データを扱う上で生じるその他の問題の発生と対処につい

8) 『財政金融統計月報』で現在農林水産業と分類されている業種は、昭和39年度までは農業／林業／漁業と3分類されていた。しかし昭和40年度以降同49年度までは農林業／

では、拙稿(櫻田[2005] 3-3.)を踏襲する。

2-3. 本研究の目標

本章では、櫻田[2005]において分析結果を終了した小売卸売業に、いまだ分析を行っていないわが国非製造業8業種を加え、非製造業9業種における自己資本比率と引当金総資本比率の関係を観察する。この2比率の分析によって、わが国会計規制機関が会計政策として引当金計上の緩和又は引締めをいかなる業種に重点的に行ってきたのか、把握することが可能となる。

そこで本研究の目的を明らかにしておく次のようになる。本研究の最終目標は小売卸売業を含む非製造業9業種を分析対象とし、これらの9業種毎に観察される2比率相関について、その緩急を比較する。そのために『財政金融統計月報』によって得られた42年分の非製造業8業種毎の自己資本額と引当金総額をそれぞれ総資産で除した数値を用意した。前者を自己資本比率として座標軸X上に、後者を引当金総資本比率として座標軸Y上に配し、42組(42年分)の2変量を座標平面に散布した。そこで座標平面にプロットされた2変量の分布にいかなる傾向があるのかを明らかにするため、当該2変量を線形回帰させる統計解析手法(単回帰分析)を採用するのは櫻田[2005]と同じである。この分析によって、自己資本比率と引当金総資産比率が盲目的に逆相関するとの見解を、本稿において見直すことが最終的な目的となる。

漁業として2分類されており、昭和50年代以降、再び農業/林業・狩猟業/漁業・水業として3分類されている。また昭和58年度から林業狩猟業が林業へ、同じく漁業・水産養殖業が漁業へと名称が変更されている。本稿ではこれらをまとめて単に農林水産業として1つのグループを構成した。また本研究において運輸・通信業として分類されている産業区分は、『財政金融統計月報』では昭和49年度まで運輸通信業と水運業に2分され、それぞれ独立した産業分類としていた。しかし昭和50年度以降現在まで、陸運業/水運業/その他の運輸通信業として3分類されている。最後に現在ガス水道業として分類されている業種は、同月報では昭和49年度までガス業のみの数値で調査されており、これに水道業は含まれていなかった。同50年度以降水道業が追加され、ガス水道業となった。

3. 9業種の3グループ化

本研究では引当金総資本比率の予測値(\bar{y})を求める単回帰式を次のように定式化した。このとき b_1 は自己資本比率(x_t)の説明変数の回帰係数となる。この場合、検定される単回帰式は次の通りとなる。

$$y_t = b_1 x_t + b_0$$

与式において、左辺 y_t は単回帰式による予測値 \bar{y}_{s36} , \bar{y}_{s37} , \bar{y}_{s38} , ..., \bar{y}_{h14} と表わされ、この時 t は昭和36年から平成14年までのデータの帰属年を表している。引当金総資本比率の実測値を y_{s36} , y_{s37} , y_{s38} , ... y_{h14} とし、最小二乗法を用いて回帰式を推計する。本研究では、回帰係数 b_1 が引当金総資本比率の予測において有意であるのか否かを回帰係数の検定を用いて実証する。このときの帰無仮説 H_0 は、 $b_1 = 0$ となり、検定される仮説は「与式は引当金総資本比率の予測に役立たない」ということになる。そこで本章では、小売卸売業を含めた非製造業9業種の2比率相関について、単回帰分析を施し、その結果を次のように3グループに区分した。

- ①農林水産・不動産・サービスグループ(「農林水産グループ」と略称する)
- ②電気・ガス水道・建設グループ(「電気グループ」と略称する)
- ③運輸通信・小売卸売・鉱業グループ(「運輸通信グループ」と略称する)

この3グループ化の妥当性については、次章においてクラスタ分析を行った結果を示すことで改めて述べることとする。

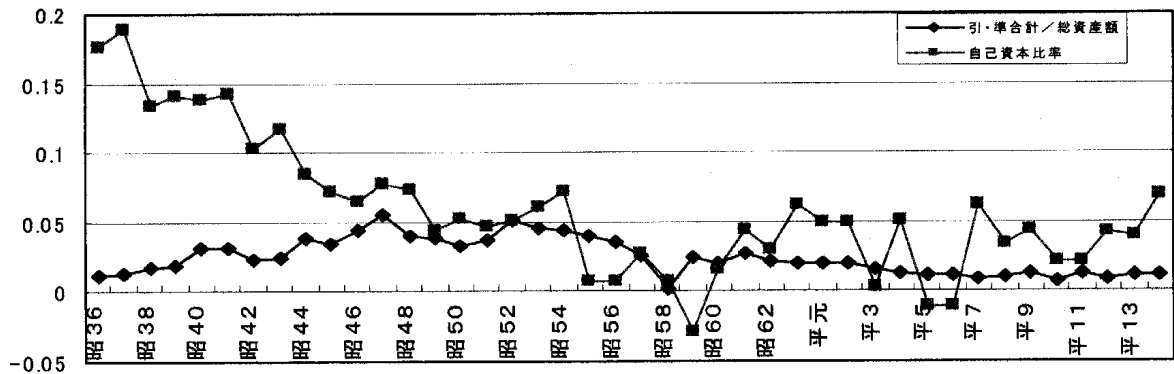
3-1. 農林水産・不動産・サービス

農林水産グループは、2比率間に正の相関が発見された3業種によって構成されている。この3業種は2比率に発見される逆相関関係が「自明」であるとの見解を覆すグループであるが、正の相関が認められたとは言え、回帰モデルの有意性は低い。2比率間に正の相関があると言うよりは、無相関が確認されたと言っても良いグループである。

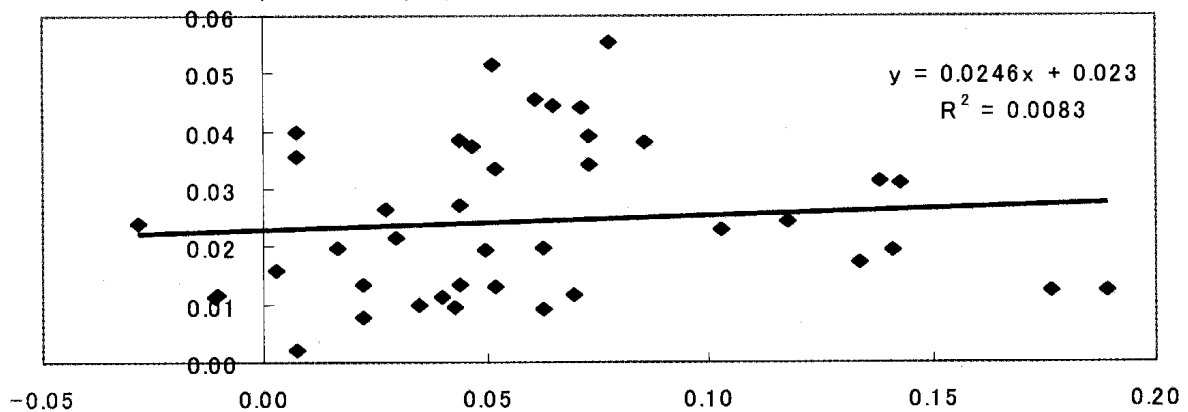
ところで本研究においては非製造業9業種において自己資本比率と引当金総資本比率の逆相関関係を発見することを目的としていた。但し、2比率共

にその分子が貸借対照表貸方の自己資本額と引当金総額であり、さらにこれら2つの数値は共通して総資本額によって除されている。そこで42年間、引当金を除く負債の割合が一定であるという多少無理な条件の下では自己資本比率が向上(悪化)すれば負債の一項目である引当金総資本比率が当然に下降(上昇)すると考え、このように主張する論者は、2比率の逆相関を「自明」と考える。しかしながら農林水産グループの分析結果は、そうした「自明」とされる逆相関関係を覆す結果を導出した。

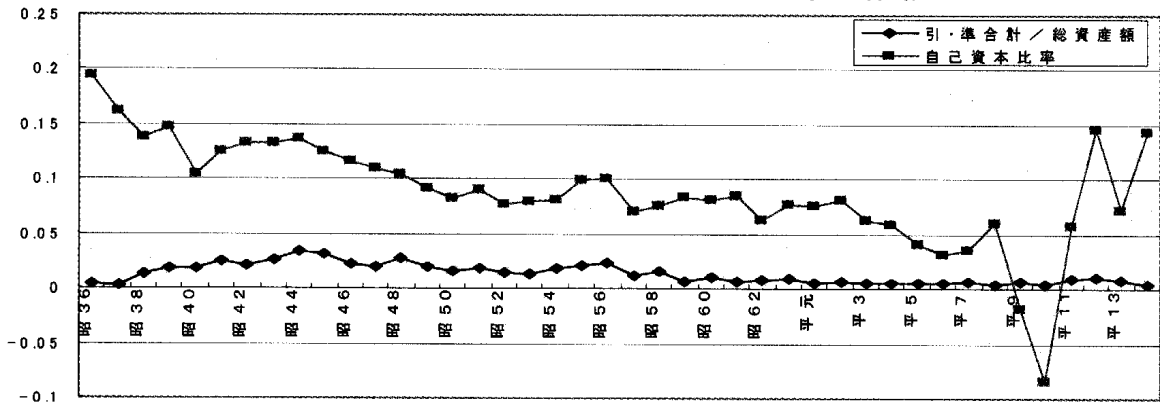
(図1-1) 農林水産業における2比率の推移



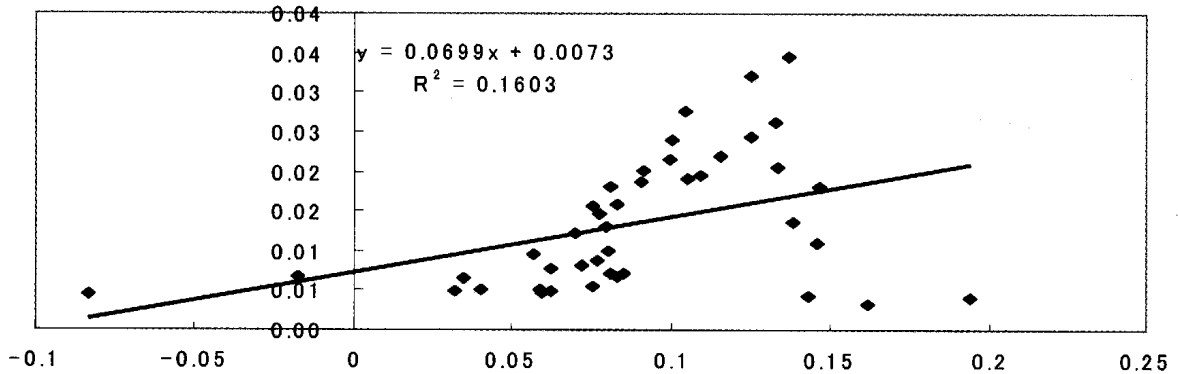
(図1-2) 農林水産業における2比率の相関



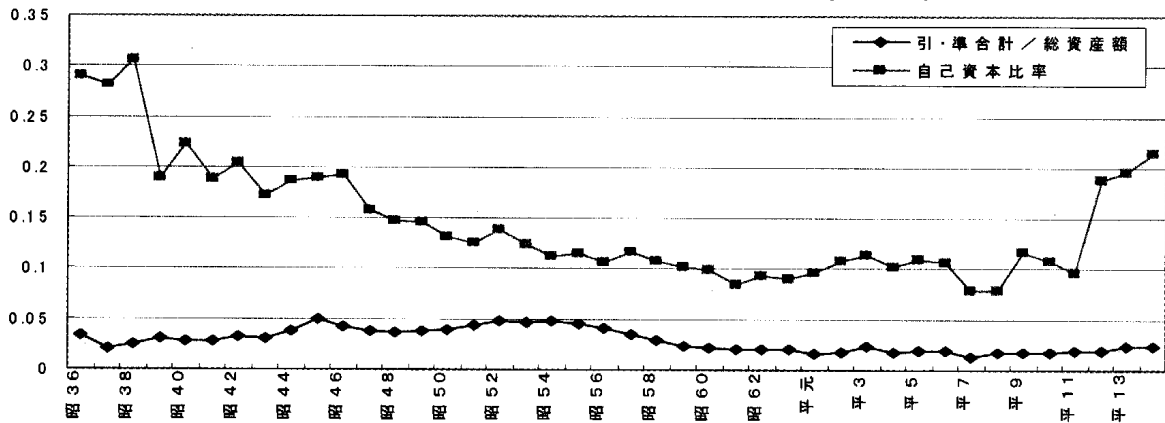
(図2-1) 不動産業における2比率の推移



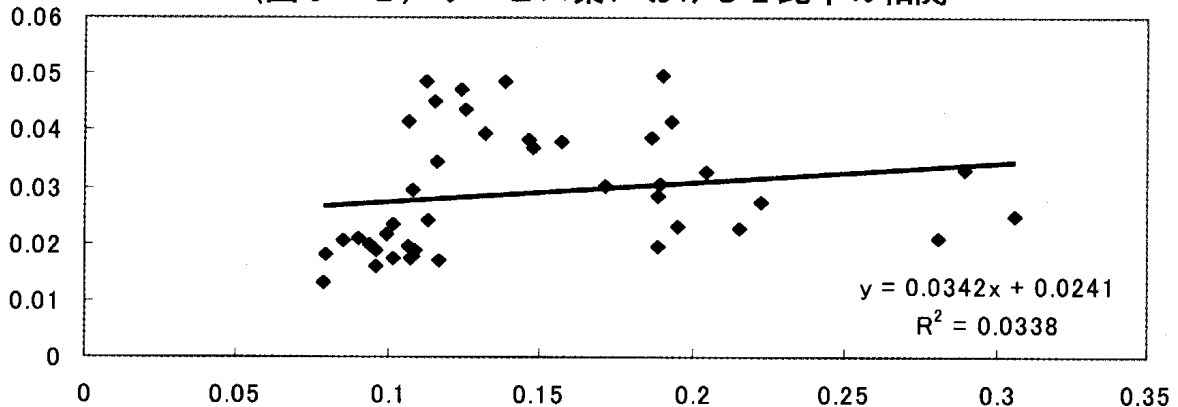
(図2-2) 不動産業における2比率の相関



(図3-1) サービス業における2比率の推移



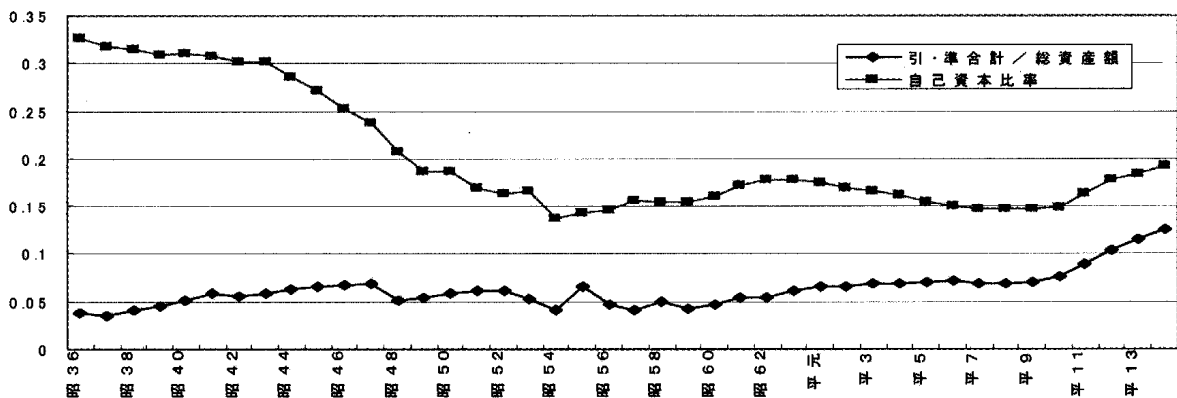
(図3-2) サービス業における2比率の相関



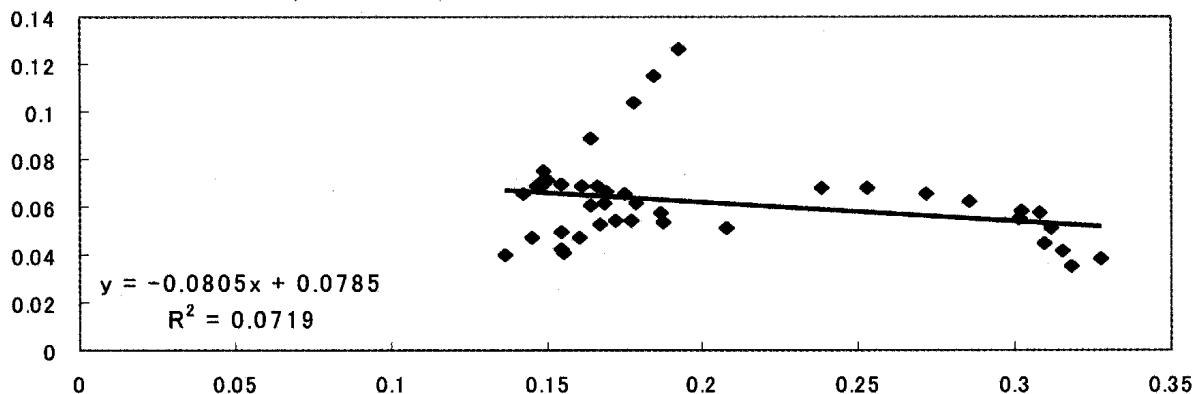
3-2. 電気⁹⁾・ガス水道・建設

本節で一まとめにした電気グループの3業種も、前節でとりあげた農林水産グループ同様、「自明」を反証するに足る業種群であると考えられる。なぜならこれらの3業種は、一応は2比率の逆相関関係を示したものの、そのモデルの有意性は低く、農林水産グループ同様、無相関に近い結果を示したからである。このグループに共通して言えることは、回帰モデルの変量Xの係数が0から-0.1の間にある業種であり、2比率間に弱い逆相関関係を認めるに過ぎない業種である。

(図4-1) 電気業における2比率の推移



(図4-2) 電気業における2比率の相関



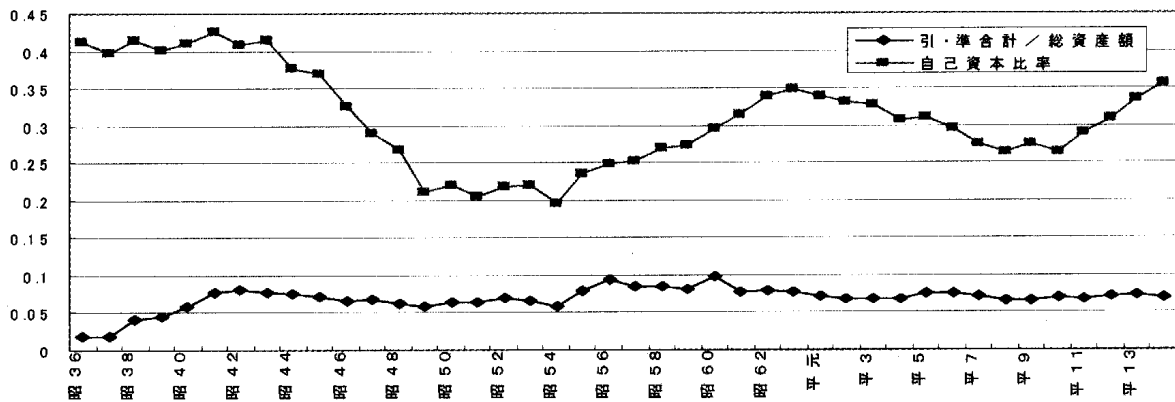
9) 平成15年3月31日現在の東京電力の貸借対照表においては使用済核燃料の再処理や原子力発電施設の解体コストの計上が当該業種で特有の引当金となっている。またこれらコストの引当が総資本の1割を越えるという見積もりも注目される。本稿では電力業における引当金計上について、その特殊性から生じる問題を直接論じないが、この点については春日教授[2004 pp.59-61.]の御論考を参照されたい。

まずこのグループの中の電気業について観てみると、渇水準備金の計上が類推される。措置法に規定される渇水準備金をはじめとする各種の準備金について、「経済政策上の目的は、それぞれの準備金ごとに異なるが、その共通の特色は、一つには、利益の平準化に役立つ」ことである。しかし、「企業会計の目的が企業の債権者や投資家に各年度の事業の成果を利益の金額としてありのままに示すことにあることからすると、利益の平準化という考え方には問題がある」のも事実である(金子[1998, p.273.])。

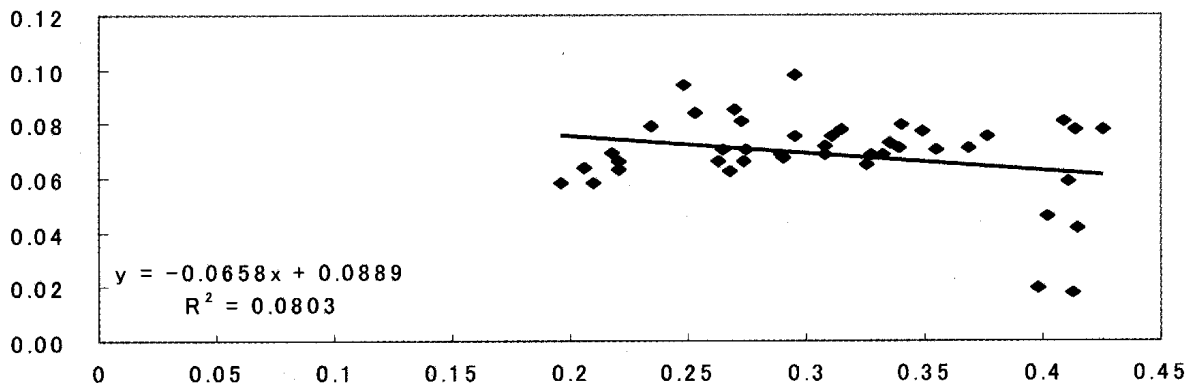
さらに原子力発電をおこなう電気業の法人において、特徴的に計上される準備金として、原子力発電施設解体引当金や使用済核燃料再処理引当金がある。前者は平成2年より、また後者は昭和61年より損金算入が認められている。この様な背景からか、(図4-1)によって明らかにされるように、昭和60年以降、電気業においては引当金計上額が上昇している。

これらの準備金の特色としては、「企業が将来の特定の支出または損失に備えることを租税制度を通じて奨励」している点が挙げられる。しかし「将来の支出や損失に備えることは、企業が自己の責任と判断によって、税引後の利益の一部を任意準備金として積み立てることによって可能」であり、「準備金の制度は、所得の一部を当面課税の対象から除外し、企業の税負担を軽減することによって、その分だけ企業の内部蓄積を促進し、自己資本を増加させることを狙いとしている」と言える(金子[1998, p.273.])。近時、わが国の法人課税理論において、引当金が縮減される傾向にあるのも、この様な任意積立金の積立によって法人が独自の判断で将来の損失に備えるべきとの指摘が影響を与えていると考えられる。この他、引当金等の縮減にはわが国法人の自己資本比率が近時高水準に達したこと、さらには不公平税制への批判を解消する目的などの要因も考えられる。

(図5-1) ガス水道業における2比率の推移



(図5-2) ガス水道業における2比率の相関

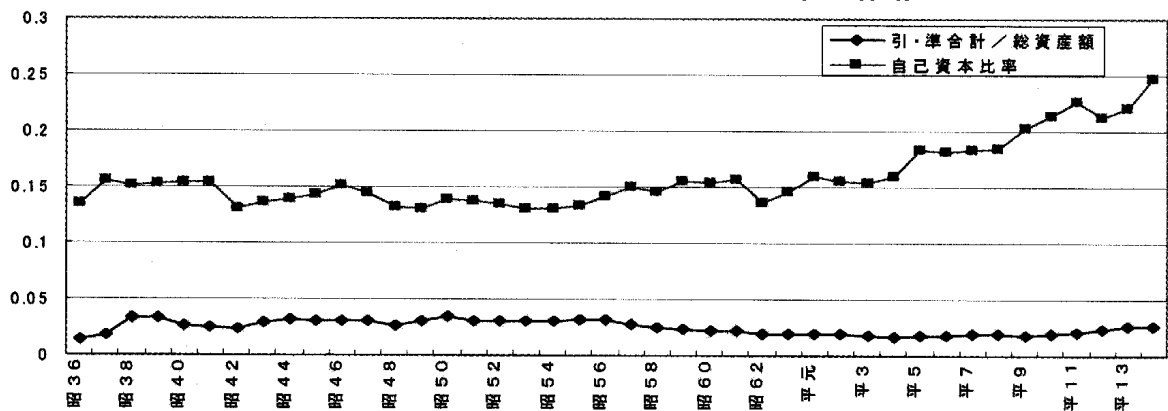


次にガス水道業においては、特にガス事業を営む法人に特別修繕引当金の計上が認められると推測される。これについては櫻田[2005] (表1)において示したとおり、大阪ガスが計上したガスホルダー修繕引当金や北陸瓦斯株式会社が計上したホルダー解放検査引当金が該当する。これらの引当金は「周期的に大規模な特別修繕を要し、その周期が相当の期間にわたるもので政令で定める固定資産」に該当するため計上され、「次回の特別修繕に要する費用に充てるため、前回の特別修繕の費用の額を基礎として当期対応分を損金経理により引当金を設定することを(法人税法が—櫻田)認めていた(旧法56)」経緯がある(小泉[2004 p.198.])。平成10年度改正税法では繰入限度額をこれまでの3/4とする等の見直しを行い、当該引当金は特別修繕準備金(措法57の8)という名称に改められている。

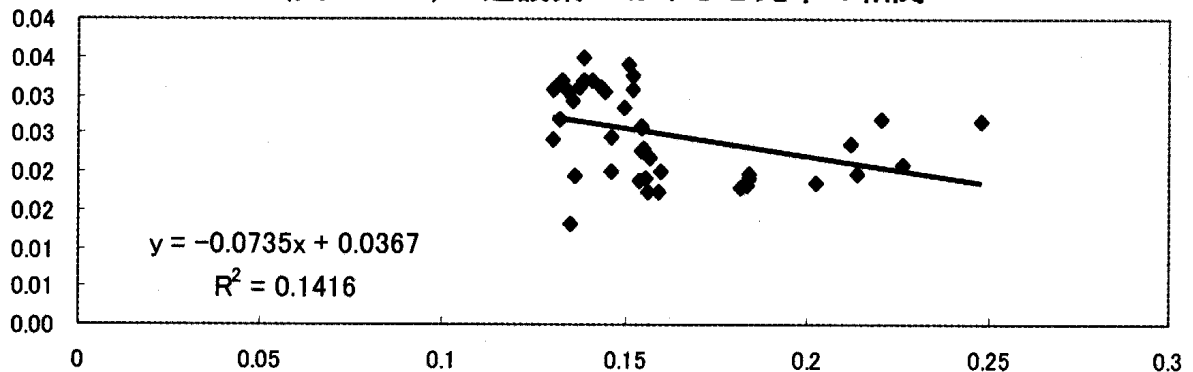
さて、小泉教授によると、これらの引当金が準備金へ改正された理由とし

て次の3つが挙げられる。①「定期的大規模修繕であるが特定事業者にのみ認められ課税の公平上の問題がある」こと、また②「修繕後の資産の継続使用を考えれば費用負担を修繕事業年度以降に繰り延べることの方が適当」と考えられること、さらに③「実務では、引当金を繰り入れたままで、修繕を行っていない事例が多くみられる」ことなどである(小泉[2004 p.198.])。

(図6-1) 建設業における2比率の推移



(図6-2) 建設業における2比率の相関



最後に建設業においては製品保証等引当金の計上が類推される。当該引当金は、「建設業または特定の製造業を営む法人が、一定の要件の下にその請負または製造に係る目的物の欠陥につきその引渡し後において自己の負担により無償で行う補修の費用に充てる」目的がある。製品保証等引当金は、「その業種に不可避免的に生ずるものであって、特定の業種にとって重要性が高く期間損益計算の適正化にも必要である」ものの、「課税所得計算において債務確定主義を犠牲にしても特別に取り扱うことの必要性が租税の平等性

および中立性の観点から問題がある」と指摘される(柳[2001, p.223.])。この様な理由から同引当金は平成10年の税制改正により廃止されることとなり、建設業においては総引当金額は減少する傾向が示されると思われた。しかし(図6-1)に示すように、存外に減少している様子もない。

3-3. 運輸通信・小売卸売・鉱業

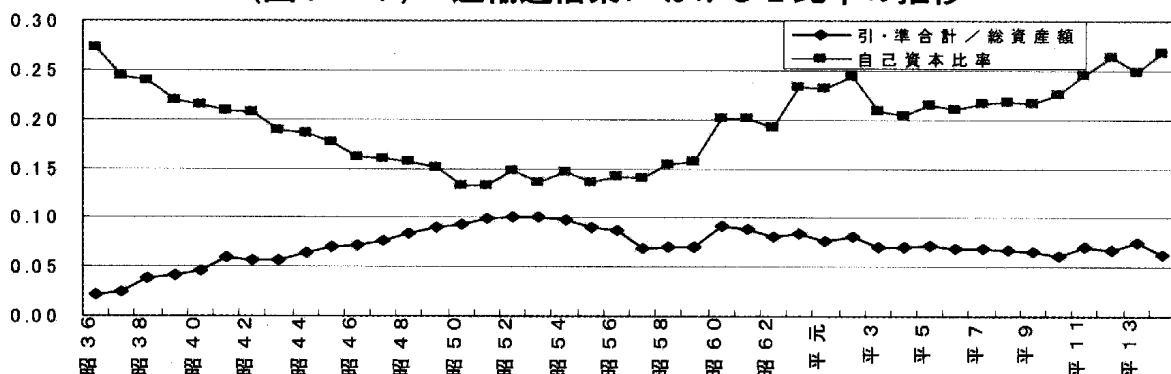
本節において分類される運輸通信・小売卸売・鉱業は、回帰モデルのあてはまりが有意であったと考えられる3業種である。回帰モデルのあてはまりを決定係数(R^2 値)を用いてグループ分けを行ったが、本研究においては決定係数が0.35以上となる業種につき有意な相関があると観た。

小売卸売業については櫻田[2005]において分析を終了しているので、本稿においては紙幅の都合もあることから、小売卸売業の2比率の推移とその相関を表す図を再掲することは控える(櫻田[2005]4.参照)。しかし次のことは櫻田[2005]において言及しなかったため、触れておく必要があるであろう。

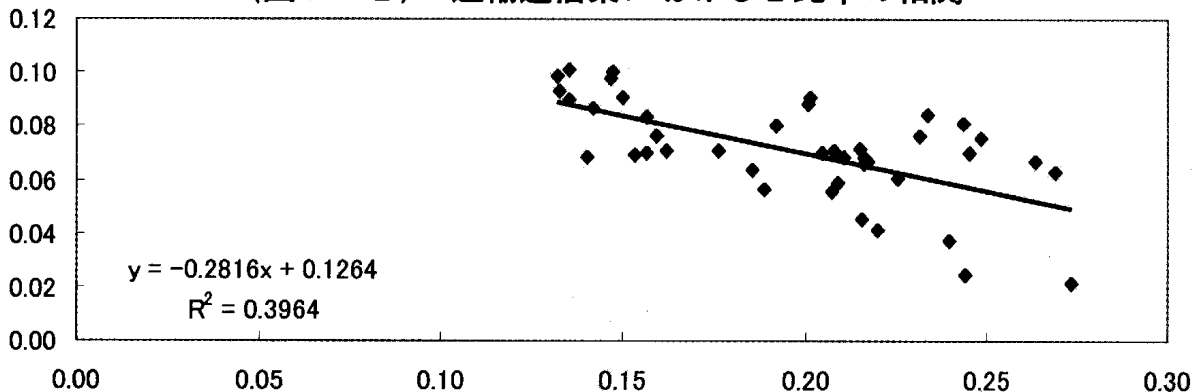
小売卸売業においては返品調整引当金の計上が特徴的に観られると考える。出版業・出版に係わる取次業・医薬品、農薬、化粧品、既製服、蓄音機用レコード又は磁気音声再生機用レコードの製造業・上述した製品に係わる物品の卸売業は、返品調整引当金勘定を設定することができる事業とされている(法人税法施行令第99条)。

また貸倒引当金は評価性引当金であるため本稿における分析対象から外しているが、「貸倒引当金の利用金額が多いのは、卸売業である」との指摘がある。貸倒「引当金は画一的基準によるから(中略 一櫻田)、貸倒が生ずるような相手先がほとんどない経済取引上安定した独占的大企業にとっては、税法上の繰入率は、どうしても過大」(鈴木[2003, pp.192-195.])となり、その結果、利益の留保が行われている可能性があることを指摘しておく。尤もこの貸倒引当金については、その計上額が過大に至るとの批判を受けて、平成10年に法定繰入率が廃止されている。

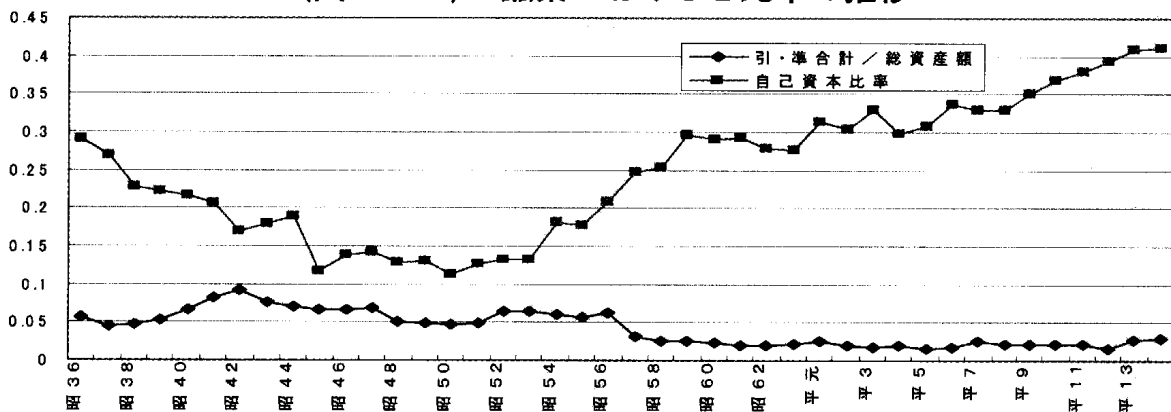
(図7-1) 運輸通信業における2比率の推移



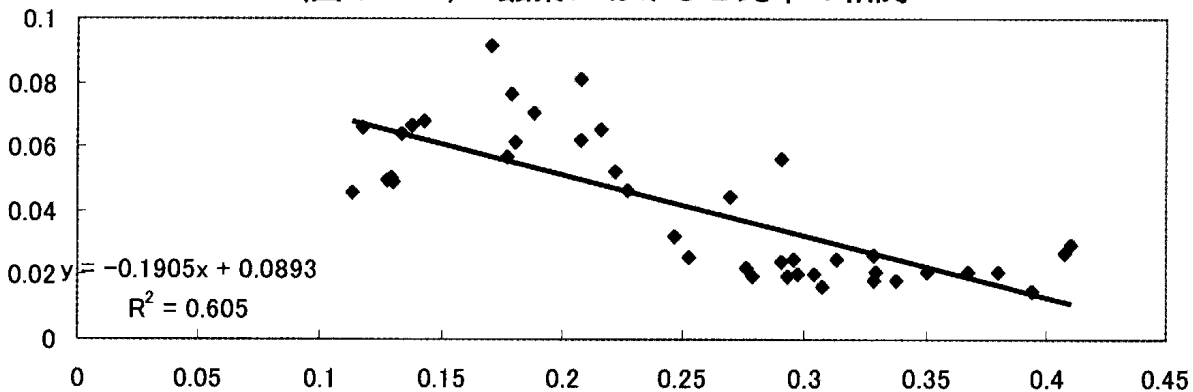
(図7-2) 運輸通信業における2比率の相関



(図8-1) 鉱業における2比率の推移



(図8-2) 鉱業における2比率の相関



ところで近時、IASC[1998, Appendix C Example2A]においてとりあげられているように、環境に負荷を与える業種を念頭において、環境保全に要するコストの会計処理が検討されている。具体的には石油業などが土地を汚染した場合を想定しているが、鉱業においても今後、この類の債務性のない負債性引当金を計上する必要性が生じるかも知れない。しかしわが国の現状においては環境保全に要するコストの引当金計上については「具体的な実務指針がなく、また、会計慣行として確立してものもないが、企業会計原則注解18に規定する要件を検討し、これに合致すれば、引当金計上は可能」と考えられている(山田[2005, p.261.])。そのような状況の下、実際にわが国においては、金属鉱業等鉱害防止準備金(措置法55の5)が認められており、IASC[1998, Appendix C Example2A]に示す引当金に類似すると考えられる。

4. 問題点の克服

ここでは本稿2. において掲げた櫻田[2005]の研究上の問題点を克服する。先ず4-1. では本稿2-1. で挙げた2つ目の問題点を分散分析を用いて解決する。次に4-2. においては、同じく本稿2-1. においてとり挙げられた1つ目と3つ目の問題を検討する。

4-1. 42年間の引当金総資本比率の変動について

2比率相関が成立するか否かを検証する以前に、42年間の引当金総資本比率が、時の経過と共に有意に変化しているのか否か、疑義を差し挟む論者もいると指摘した。つまり引当金総資本比率の42年間の趨勢については、自己資本比率との相関或いは逆相関を云々するほどの数値の変化が認められないと考える論者も現れるかも知れないのである。換言すれば引当金総資本比率の変化が僅少と思われるために、概ね一定程度の引当金総資本比率を42年間維持してきたとの見解が妥当性を有するようにも思える。しかしこれについては分散分析によって、時の経過と共に引当金総資本比率に有意な変化があったことが証明されている。上述したように各業種で42ヶ年にわたって同比率

を42回反復測定すれば、2元配置のデータは(表1)の通りとなる。

(表1) 非製造業9業種の引当金総資本比率の推移

引当金総資本比率	昭36	昭37	昭38	…	平12	平13	平14
農林水産	0.0124	0.0125	0.0175	…	0.0097	0.0114	0.0118
鉱業	0.0562	0.0444	0.0464	…	0.0148	0.0266	0.0295
建設	0.0133	0.0174	0.0339	…	0.0236	0.0269	0.0265
卸売小売	0.0177	0.0160	0.0236	…	0.0175	0.0207	0.0241
運輸通信	0.0212	0.0249	0.0377	…	0.0665	0.0752	0.0631
不動産	0.0040	0.0032	0.0136	…	0.0109	0.0081	0.0043
電気	0.0386	0.0355	0.0412	…	0.1038	0.1151	0.1261
ガス水道	0.0180	0.0196	0.0413	…	0.0715	0.0726	0.0702
サービス	0.0331	0.0210	0.0250	…	0.0194	0.0232	0.0227

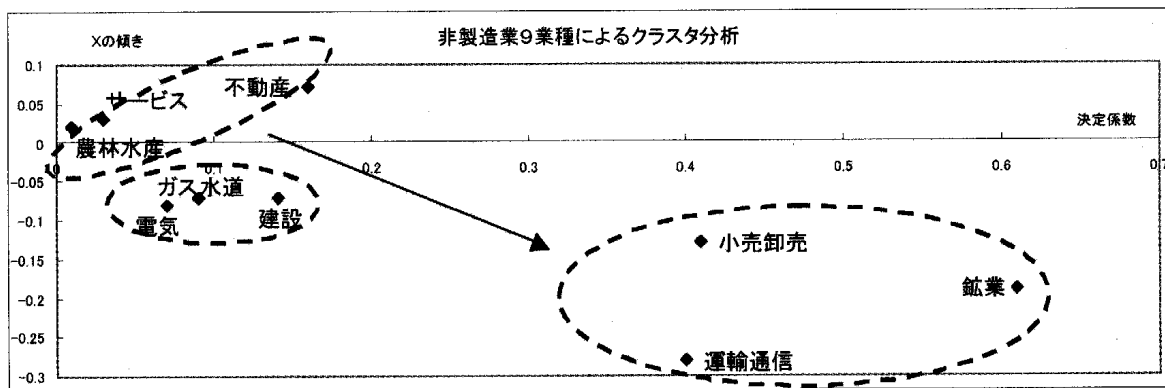
ここで分析の対象となるのは、年毎に存在する42グループのデータが、その年毎にグループ間変動を発生させているか、である。したがって帰無仮説(Ho)は「年が経過しても、引当金総資本比率に変化は観察できない。」となる。このときの分散分析における自由度 m_1 は(反復測定する42ヶ年-1ヶ年=)41となり、他方 m_2 は328となる。したがってこの分散分析の検定統計量は $F(m_1, m_2) = F(41, 328)$ のF分布に従うことになるから、ここで1%の棄却域を設定すると境界値は1.6467となり、分析結果によって得られた検定統計量3.2380は棄却域に落ち、帰無仮説が棄却される。したがって『「年が経過しても、引当金総資本比率に変化は観察できない」ことはない』となる。結果として毎年得られる引当金総資本比率には年毎に有意な変動が認められない訳でもなく、このため一定の引当金総資本比率を42年間維持してきたことを否定する。

4-2. 9業種の3グループ化についての根拠

本稿3. でみたように、9業種分の回帰モデルの特性を3グループに分類した。そのとき決定係数0.35を境とするボーダーをおくことについて、疑義

を差し挟む論者の出現が考えられるとした。つまり回帰モデルの有意性の判断基準を、決定係数0.35以上とすることにより、分析者の恣意性が働いているのではないか、という指摘である。具体的には電気グループ3業種と運輸通信3業種を区分する時に、いかなる程度の説得力があって区分が可能であるのか、という問いに説得的な回答を与えねばならない。これについて回答を与えることは、即ち本稿2-1. で掲げた1つ目と3つ目の問題点を解消することに繋がる。そこでこの疑問に答えるべく、(図9)を用いてグループ分けの合理性を主張する。

(図9) 非製造業9業種によるクラスタ分析結果



9業種ごとに表される回帰モデルの変量Xの傾き(=Xの係数)をY軸に、他方回帰モデルの決定係数をX軸上にとり、座標平面に散布させた。その後クラスタ分析を施し、統計学的に有意なグループ分けを行った¹⁰⁾。各業種の2変量は、第4象限上を矢印の方向で原点から乖離するほど2比率が強い逆相関を示し、なおかつその回帰モデルは有意となる。つまり農林水産グループより電気グループが、さらにそれらより運輸通信グループの方が、2比率の間に急激な逆相関関係を有し、その回帰モデルも有意であることを示している。

したがってこのよう観てくると、従来主張されているような農林水産グルー

10) 本研究で行われた単回帰分析では統計ソフトSPSS10.0BASE SYSTEMとEXCEL2000を、分散分析にはEXCEL2000を、クラスタ分析ではSPSS10.0BASE SYSTEMを利用した。なおクラスタ分析はWard法によっている。

プと運輸通信グループの分析結果によって、2比率が当然に逆相関するという「自明」は退けられる。また農林水産業グループと電気グループを併せた6業種と、運輸通信グループ3業種との間に存在する空白領域は、これらを区分する境界の存在を暗示している。この結果、「決定係数が0.35以上となる業種につき有意な相関があると観る」ことに、分析者の独断ではない、一定程度の客観的説得力が生じると考えた。

5. 分析結果と残された研究課題

5-1. 本研究の成果

そもそも本研究は、自己資本比率が悪化すれば引当金総資本比率が上昇し、自己資本比率が向上すれば引当金総資本比率は下降することが「自明」とされる見解を検証する目的があった。そこで9業種ある非製造業のそれぞれの自己資本と引当金計上の在り方を比較した。つまり本稿では、非製造業9業種において一様にして2比率が逆相関するとの解釈に拘泥することなく、逆相関から正の相関まで、また有意な相関からそうでない相関までを明らかにした。この様に業種毎に精緻な分析結果を導出することで、2比率の逆相関関係が「自明」であるという従来の見解を超克した。換言すると、非製造業9業種の2比率相関について複数業種に渡って観察・比較することで、引当金計上を活発に行った、或いは行うことが可能であった業種とそうでない業種が存在することを、具体的な業種に分類して明らかにしたということになる。結論としては(図9)のクラスタ分析の結果のように、運輸通信グループは他グループに比し、より急激な逆相関関係を有意に示している業種群ということになった。このような引当金計上の業種間差異は、これまで記述統計レベルでは言及されていたが、実証分析による研究は展開されておらず、本研究は従来の研究にない独創的な分析視角を有することとなる。

本研究の分析結果をここでまとめると次の通りとなる。非製造業に関する限り業種全体の3分の1で2比率の逆相関が成立しているに過ぎない。また他方で2比率の間に正の相関を発見した3業種や、逆相関を示したものの線

形回帰モデルの当てはまりが悪い3業種が存在することも明らかになった。これら6業種はややもすると、2比率間に無相関を示しているも同然の結果である。そこで複数の業種を回帰式の決定係数の高い順に序列した結果を(表2)で示した。

(表2) 決定係数(R²)とt値

業種	Adjusted R ²	Xの係数	説明変数のt値	*10%, **5%, ***1%で棄却
農林水産	-0.01651	0.0246	0.578127	
不動産	0.139308	0.0699	2.763348	***
サービス	0.009663	0.0342	1.183236	
電気	0.048704	-0.0805	-1.76043	*
ガス水道	0.057358	-0.0658	-1.86943	*
建設業	0.120188	-0.0735	-2.56921	**
運輸通信	0.381352	-0.2816	-5.12577	***
小売卸売	0.390947	-0.1253	-5.22663	***
鉱業	0.595139	-0.1905	-7.82747	***

この様な分析成果を踏まえると、従来指摘されてきた「一般的に自己資本比率と引当金総資本比率の逆相関が『自明』である」との見解は、顧みられる必要がある。さらに例えば農林水産業と鉱業が、自己資本の充足のさせ方と引当金計上の在り方の両面において、40年以上も類似する会計政策を援用してきたと断言できないことが実証レベルで明らかとなった。したがって例えばこれら対極にある2業種を、「自明」とする見解を以て、2比率は逆相関していたと一般化する議論は説得的ではないと考える。

5-2. 本研究における限界

最後に本研究の限界を4つ述べておく。まず1つ目に、本稿における研究の目的は、引当金計上分野におけるわが国の産業政策上のマクロ会計政策の在り方を観察し、機動的に引当金計上が可能であった業種を特定することに

あったが、得られた結論が充分であったとは考えていない。これには次の理由が考えられる。つまり本研究の分析対象は零細な中小閉鎖法人から公開大法人までを網羅しており、このために分析結果がやや不明確になった観がある。会計規制機関がいかなる業種に税制上の優遇を振り向けたのかを明らかにする時、これは分析対象を大法人に限定すべきであったのではないか。実際に「引当金の利用実態は、資本規模が大きくなるに従って利用割合は高くなっている現状、および特定の業種に偏っている現状から、引当金制度はこれらの企業への減免措置、資本蓄積、運用面で有利に働く実態となっている」と指摘されている(柳[2001, p.221.])。したがって引当金会計におけるマクロ会計政策のダイナミズムを捕捉するためには、一定程度の法人規模に限ってデータを集計し、それを分析することが望ましかったのかも知れない。この点については今後の研究課題となる。

次に本研究においてとりあげたデータであるが、引当金の細目が明らかにされておらず、引当金の増減の要因を、当時の関連法令の改廃によって類推するほかない点が問題である。近時、退職給付引当金制度の導入によって、突発的な労働債務のオンバランス化が生じたとされているが、本研究ではこの点について明らかにすることは不可能である。分析データとして『財政金融統計月報』を使用し続ける限り、この点は今後、改善され得ない本研究における限界である。

3つ目の問題としては、本稿では非製造業における自己資本比率と引当金総資本比率について、42年間の2比率の推移とその相関を観察してきたが、仮に分析対象をわが国製造業も含めた場合、いかなる結果を導出可能なのか未知のままである。つまり製造業においては2比率の逆相関がいかなる程度成立するのか、その解明が待たれるが、これについては今後の研究テーマとしたい。

最後に『財政金融統計月報』のデータ構造について言及する。本研究で扱った同月報の業種分類に限らず、この手のデータでは次のような問題を内包しているものである。そこで考えられる例を次のように4つ掲げた。1つ目に、

有名ブランドのメーカーでも製造を子会社に任せている場合も多くあると類推され、このため本社は卸売業に分類される可能性もあると言うこと。2つ目に何某造船という商号の会社でも造船のウエイトが低く、実は一般機械業に区分される場合などがあること。3つ目に同月報がデータ収集する段階で、法人の記入担当者が自社のセグメント別の売上を十分に把握せず、したがって売上の業種分類が不可能となる可能性である。4つ目の問題としては、結果的にセグメント別に1番大きい売上を業種分類の指標としているため、大法人の売上数値の内訳が変動することによって業種の変更が生じ、データに少なくない影響を与えてしまうことがある。これらのことを念頭においてデータ解析の結果をもう一度見てみる必要がある。

[後記] 本稿の起草にあたって、財務省財務総合政策研究所調査統計部・若松寛氏には、『財政金融統計月報』のデータ編集上生じる諸問題について有益なご示唆を頂戴しました。さらに本稿は第20回日本簿記学会全国大会における自由論題報告をもとに、若干の加筆修正を加えているが、その報告の際、同志社大学商学部・松本敏史助教授から研究上の問題点を多数ご指摘頂きました。最後に山口大学経済学部・野村淳一助教授には、統計学における分析視角から豊富な御示唆を頂戴致しました。これらのこと全てに対し深甚の謝意を表します。なお本稿における潜在的な誤りの全ては筆者櫻田に帰すものである。

引用文献等

遠藤[1998]: 遠藤孝著『引当金会計制度の展開』森山書店

IASC[1998]: International Accounting Standard Committee, Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets, September 1998.

春日[2004]: 春日克則稿「法人税法上の引当金の簿記処理」『簿記理論研究部会 偶発事象の簿記処理[最終報告]』pp.57-63. 日本簿記学会第20回全国大会

川村[2003]: 川村義則稿「負債の定義と認識要件」『会計』第163巻第1号 pp.40-55.

- 小泉[2002]:小泉 明稿「負債・資本の会計 第1引当金」新井益太郎監修・成道秀雄編
著『第2版 税務会計論』中央経済社 pp.185-203.
- 熊谷[1993]:熊谷重勝著『引当金会計の史的展開』同文館
- 松本[1997]:松本敏史稿「特定引当金問題再考」『東北学院大学経理研究所紀要』第7号
pp.27-42.
- 金子[1998]:金子 宏著『租税法[第5版]』弘文堂
- 宮島[1987]:宮島 洋著『租税論の展開と日本の税制』日本評論社
- 小野[1996]:小野武美著『企業会計の政治経済学』白桃書房
- 櫻田[2003]:櫻田讓稿「わが国商法における資本維持概念と引当金会計」『山口経済学雑誌』
第52巻第1号 pp.21-43.
- 櫻田[2004]:櫻田讓稿「商法上の引当金の簿記処理」『簿記理論研究部会 偶発事象の簿記
処理[最終報告]』pp.52-56. 日本簿記学会第20回全国大会
- 櫻田[2005]:櫻田讓稿「ポイント引当金計上の簿記処理と小売卸売業における引当金の計
上の実態」『山口経済学雑誌』第53巻第5号 pp.201-224.
- 寫村・山上[2003]:寫村剛雄・山上一夫共著『新勘定科目全書』中央経済社
- 杉本[1981]:杉本典之著『引当経理と繰延経理』同文館
- 徳賀[2003]:徳賀芳弘稿「引当金の認識と評価に関する一考察」IMES Discussion Paper
Series No.2003-J-17,日本銀行金融研究所
- 内川[1985]:内川菊義著『引当金会計論』森山書店
- 山田[2004]:山田英明稿「引当金・偶発債務・偶発資産および後発事象の会計」『国際会計
基準と日本の会計実務』第13章 同文館 pp.260-265.
- 山下[2002]:山下寿文著『偶発事象会計論』白桃書房
- 柳 [2001]:柳 裕治著『税法会計制度の研究』森山書店